

平成27年6月29日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日に死亡した国家公務員共済組合の組合員であり、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)による改正前の国民年金法(以下「国年法」という。)による第2号被保険者であったA(以下「亡A」という。)の18歳未満の子と生計を同じくする妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「被保険者であった者の死亡当時、被保険者であった者によって生計を維持されていたものと認められないため。」という理由で、遺族基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 国民年金の被保険者が死亡した場合、当該死亡の当時、死亡した被保険者(以下「死亡者」という。)によって生計を維持し、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子又は20歳未満であって障害等級に該

当する障害の状態にある未婚の子と生計を同じくする妻には、遺族基礎年金が支給される。死亡者によって生計を維持した妻とは、死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得(以下「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(国年法第37条第1号、第37条の2第1項及び第3項、国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第9号)による改正前の国民年金法施行令第6条の4並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

2 認定基準では、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるが、この認定基準により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

3 上記認定基準は、当審査会も相当と認めるところ、本件の場合、亡Aの死亡の当時、請求人が亡Aの妻であって、基準額を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについての当

事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時、同人によって生計を維持したものと認めることができるかどうか、ということである。

第4 当審査会の判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1)～(10) (略)

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とするものであり(国民法第1条)、死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを防止するために遺族基礎年金が支給される。そうであるから、婚姻関係には何の問題がないものの、配偶者を失った他方配偶者に相当な収入等がなくて死亡した配偶者によってその者の生計が現に支えられていなかった場合だけでなく、婚姻関係に何らかの問題があって、死亡配偶者によって他方配偶者が現に生計を維持していなかった場合(夫婦相互の生活保持義務に基づく婚姻費用の分担がなされていない場合等)であっても、遺族基礎年金は支給されないこととなる。

(2) しかし、一方配偶者が死亡した時点という一点を捉えて、その時点において他方配偶者の生計が相当程度支えられていないとして生計維持関係を認めないことが著しく合理性を欠く場合、たとえば、一方配偶者の死亡時点において、別居のため一体の生計が営まれておらず、また、仕送り等経済上の援助もない場合であっても、それが配偶者の一方又は双方の疾病その他やむを得ない事情によるものであって、夫婦双方に婚姻関係を解消する意思が

認められず、いわば常態から逸脱した状況が婚姻関係を形骸化せしめる程長期間続いているわけではなく、上記やむを得ない事情が解消すれば速やかに夫婦の共同生活が再開されることが期待されるような場合には、例外的な取扱いが認められて然るべきであるとともに、生計維持関係が失われたか否かの判断は、その間の事情を、実態に即して総合的に考慮してなされるべきものであり、認定基準においても、前述のとおり、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしているところである。

(3) 本件の場合、亡A死亡時において、亡Aと請求人が別居していたことは明らかであるから、前記第3の2記載の認定基準アに該当するとはいえない。しかしながら、亡Aと請求人の別居は、請求人がその生命・身体に現実の危険を感じるのに十分な、亡Aによる暴力的言動によるものであって、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条所定の、配偶者からの身体に対する暴力等による被害を回避し、その暴力等からの保護を求めるとの別居であったと認めることができる。そして、その別居期間は、婚姻期間約13年間のうちの末期の3か月余にすぎないものであり、その経緯をみるに、請求人は、亡Aの暴力等を契機に、平成〇年〇月〇日に3人の子を連れて〇〇市の自宅を出て、友人宅に避難し、同月〇日に、警察立ち会いのもとで現住所である〇〇市の住所に転居しており、亡Aが死亡したのは同年〇月〇日である。別居中は、夫とは連絡をとらないように警察や市役所から言われていたものの、請求人は亡Aの様子をみながら、やり直すつもりでいたことから、B室長に亡Aの様子を尋ねたり、月1～2度、〇市の自宅の近くに行き、車の中から家の中の様子

を確認していたものであり、同年〇月〇日には、別居解消の意思を固めて〇〇市の自宅に戻ったところ、倒れている亡Aを発見したというのである。これらのことを総合的にみると、請求人と亡Aの間に離婚の合意は認められず、請求人と亡Aの婚姻や同居、協力扶助等に関しては、未だその行方が定まらない時期にあり、その生計維持関係に係る事態は極めて流動的であったとみることが相当であり、別居が短期間で一時的なものであったと評価することも併せ考えると、本件においては、いまだ請求人と亡Aの生計同一関係は失われていないものと認めるのが相当であり、形式的に上記認定基準のA及びBに当たらないことをもって、生計維持関係を否定することは、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くといわなければならない。

- (4) 以上によれば、請求人は、亡Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めることができるから、これと異なる趣旨の原処分は取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。